平成２４年（フ）第５０３５号
東京都狛江市西和泉２丁目１―108
債務者　粟野　富子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０３６号
千葉県山武郡大網白里町上貝塚427―104
債務者　加藤　貴則
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０３９号
東京都八王子市諏訪町143―101
債務者　石川　ミツ
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０４２号
東京都練馬区東大泉４丁目４―12―207
債務者　紺野　由香
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０４４号
東京都目黒区東が丘２丁目11―２　大澤方201
債務者　渡辺　　舞
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０４７号
東京都板橋区高島平９丁目29―４　ウエストヒルズ・21―305
債務者　菊池　みえ
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９号
北海道標津郡中標津町東16条南１丁目９番地
債務者　波田野一弘
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第１０号
北海道標津郡中標津町東16条南１丁目９番地
債務者　波田野美沙子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第１８号
熊本県八代市松崎町497番地
債務者　髙野　時男
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１３号
栃木県那須塩原市共墾社92番地22　伊藤荘５号
債務者　小口　秀雄
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１６号
栃木県那須塩原市新南162番地１　アルカディアＡ―102号、前住所栃木県那須塩原市太夫塚２丁目232番地185　サンマルコ201号室
債務者　小泉　浩子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第３３１号
東京都日野市東豊田４丁目12番地の８メゾン・ド・サンデリー301
債務者　森　　裕志
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８５号
静岡県磐田市東名566番地７
債務者　佐藤美紀子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
静岡県浜松市中区幸１丁目５番13号
債務者　村木須美子
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
静岡県浜松市南区芳川町716番地の４
債務者　松本　敏男
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係